

| レベル | 授業 | 実習 | 課外活動 | 職員会議等 | 職員業務体制 | その他 |
|-----|---|--|-----------------------------|-----------------------------|---|---|
| 0 | 感染発生情報に留意し、基本的な感染予防策を行う | | | | | |
| 1 | ・感染予防策のうえ実施 ・一部遠隔授業等授業 | ・実習地との情報交換を図り、実施可能な範囲で行う | ・3密を避けることのできる条件が可能な活動に限って許可 | ・感染予防策のうえ、必要な会議についてのみ集合 | ・感染防止策に十分留意し、通常の勤務を行う ・時差出勤の推奨 | ・流行地域への不要不急の出張・アルバイト等の自粛 |
| 2 | ・感染予防策のうえ実施 ・一部遠隔授業等授業 ・休校措置の場合は、与えられた教材等により自宅での自主学習 | ・実習地との情報交換を図り、実習中止をせざるを得ない場合は当面、校内実習に切り替える(行政との調整) | ・不要不急の活動を自粛 | ・対面会議は最小限とし、オンラインによる会議を推奨する | ・感染予防策に十分留意し、通常の業務を行う ・学科長が認めた場合は在宅勤務を活用する | ・外部関係者との接触自粛 ・職員の兼業活動の禁止 ・アポイント来校者のみ来校対応 ・不要不急の出張・校外勤務等の自粛 ・(レベル1の内容) |
| 3 | ・対面授業の原則禁止 ・遠隔授業の活用 ・または、予め与えられた教材等により自宅での自主学習 | ・実習地との調整のうえ実習を中止し当面、校内実習に切り替える(行政との調整) | ・原則活動停止(学校長の判断による) | ・原則としてオンライン会議のみ | ・学校の維持に必要な者に限って出校し、その他は原則在宅勤務 | ・出張・校外勤務等の禁止 (併せて、レベル2以前の項目も継続) ・(レベル1,2の内容) |
| 4 | ・遠隔授業の活用 ・または、予め与えられた教材等により自宅での自主学習 | ・実習中止 | ・全面禁止 | ・オンライン会議のみ | ・学校の維持に必要な者に限って出校し、その他は在宅勤務 | ・許可された学校関係者以外敷地内出入り禁止 (併せて、レベル3以前の項目も継続) ・(レベル1～3の内容) |
| 5 | ・教員の学校へ出勤しての授業は不可 ・教員の自宅から対応可能な授業のみ可能 ・それ以外は予め与えられた教材等により自宅での自主学習 | | | | ・在宅勤務のみ | ・敷地内立ち入り禁止 (併せて、レベル4以前の項目も継続) ・(レベル1～4の内容) |

| レベル | 想定される状況 |
|------|--|
| レベル0 | 静岡県で感染者が確認されていない |
| レベル1 | 静岡県で感染者が確認されたが、感染経路が特定(推定)できている クラスターが形成されていない |
| レベル2 | 静岡県で感染経路が特定(推定)できないケースが発生し、クラスターを形成する恐れがある |
| レベル3 | ①レベル2に相当する事例が多発している ②クラスターが複数発生した ③静岡県に緊急事態宣言が発令された のいずれかに該当 |
| レベル4 | 静岡県が政府より特定警戒都道府県に指定された |
| レベル5 | 学内において感染が確認された |

備考)この行動指針は、感染のフェーズの変化等、今後の状況に応じ、随時見直しを行う場合があります。